

7. 10 文化財等

7. 10. 1 現況調査(既存資料調査)

(1) 概要

文化財の調査は、土地区画整理事業予定区域周辺の文化財の状況について既存資料により調査した。

(2) 調査内容

文化財の既存資料調査内容を表7. 10-1に示す。

表7. 10-1 文化財の既存資料調査内容

調査内容	既存資料
埋蔵文化財	「大阪府の文化財」(大阪府ホームページ 令和4年12月閲覧) 「大阪府地図情報提供システム」(大阪府ホームページ 令和4年12月閲覧) 「泉佐野市地図情報システム」(泉佐野市ホームページ 令和4年12月閲覧)
埋蔵文化財 (発掘調査)	「泉佐野教文第4316号 埋蔵文化財発掘調査結果について(報告)」 (泉佐野市教育委員会 令和5年3月8日)

(3) 調査方法

既存資料を収集した。

(4) 調査結果

土地区画整理事業予定区域周辺における埋蔵文化財の状況を表7. 10-2及び図7. 10-1に、埋蔵文化財発掘調査結果報告を表7. 10-3に示す。

埋蔵文化財は、土地区画整理事業予定区域内には棚原遺跡、梨谷遺跡及び向井山遺跡近傍には母山近世墓地・母山遺跡・西ノ上遺跡等が存在している。

土地区画整理事業予定地内を対象に、令和5年2月27日から3月2日の期間で埋蔵文化財の発掘調査が実施されている。調査は、2m×5mのトレンチを9基、2m×2mのトレンチを5基の調査面積110m²で実施された。

発掘調査の結果、トレント2ヶ所で榊を飾る細頸壺と陶器擂鉢の破片が出土したが、全てのトレントで遺構は確認されなかった。このため、調査後の処置としては、工事着工に問題ないと結論が得られた。

表7. 10-2 土地区画整理事業予定区域周辺における埋蔵文化財の状況

図中番号 注)	名称	種類	図中番号 注)	名称	種類
1	植田池遺跡	集落跡	24	久ノ木遺跡	集落跡
2	郷之芝遺跡	散布地	25	八王子遺跡	散布地
3	白水池遺跡	その他	26	屯田遺跡	散布地
4	小塚遺跡	生産遺跡	27	池ノ谷遺跡	散布地
5	中嶋遺跡	生産遺跡	28	上之郷遺跡	集落跡
6	十二谷遺跡	集落跡・散布地	29	机場遺跡	散布地・集落跡
7	日根荘遺跡 十二谷池	その他(荘園遺跡)	30	日根荘遺跡日根神社・慈眼院	社寺跡
8	朝代北遺跡	散布地	31	向井代遺跡	集落跡
9	山ノ下城跡	城館跡	32	向井池遺跡	散布地
10	丁田遺跡	散布地	33	棚原遺跡	集落跡
11	新池尻遺跡	散布地	34	母山遺跡	その他
12	日根荘遺跡 八重治池	その他	35	母山近世墓地	その他の墓
13	三軒屋遺跡	集落跡・散布地	36	川原遺跡	散布地
14	日根野遺跡	集落跡	37	向井山遺跡	散布地
15	日根荘遺跡 新道出牛神	集落跡・その他墓	38	梨谷遺跡	散布地
16	宮ノ前遺跡	集落跡・その他墓	39	西ノ上遺跡	散布地
17	大坪遺跡	散布地	40	笛ノ山遺跡	散布地
18	市堂遺跡	散布地	41	土丸遺跡	散布地
19	日根荘遺跡野々宮 (丹生神社)跡	社寺跡	42	土丸南遺跡	散布地
20	垣外遺跡	散布地	43	土丸・雨山城跡	城館跡
21	野々宮遺跡	散布地	44	別所北遺跡	散布地
22	北之前遺跡	散布地	45	別所遺跡	散布地
23	日根荘遺跡尼津池	その他	46	稻倉池北方遺跡	散布地

注) 表中の番号は図7. 10-1に対応している。

出典)「大阪府の文化財」(大阪府ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/bunkazaihogo/bunkazai/> 令和4年12月閲覧)

「大阪府地図情報提供システム」(大阪府ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/cals/tizu.html> 令和4年12月閲覧)

「泉佐野市地図情報システム」(泉佐野市ホームページ <https://www.city.izumisano.lg.jp/kakukaitoshi/toshi/menu/toshikeikaku.html> 令和4年12月閲覧)

より作成

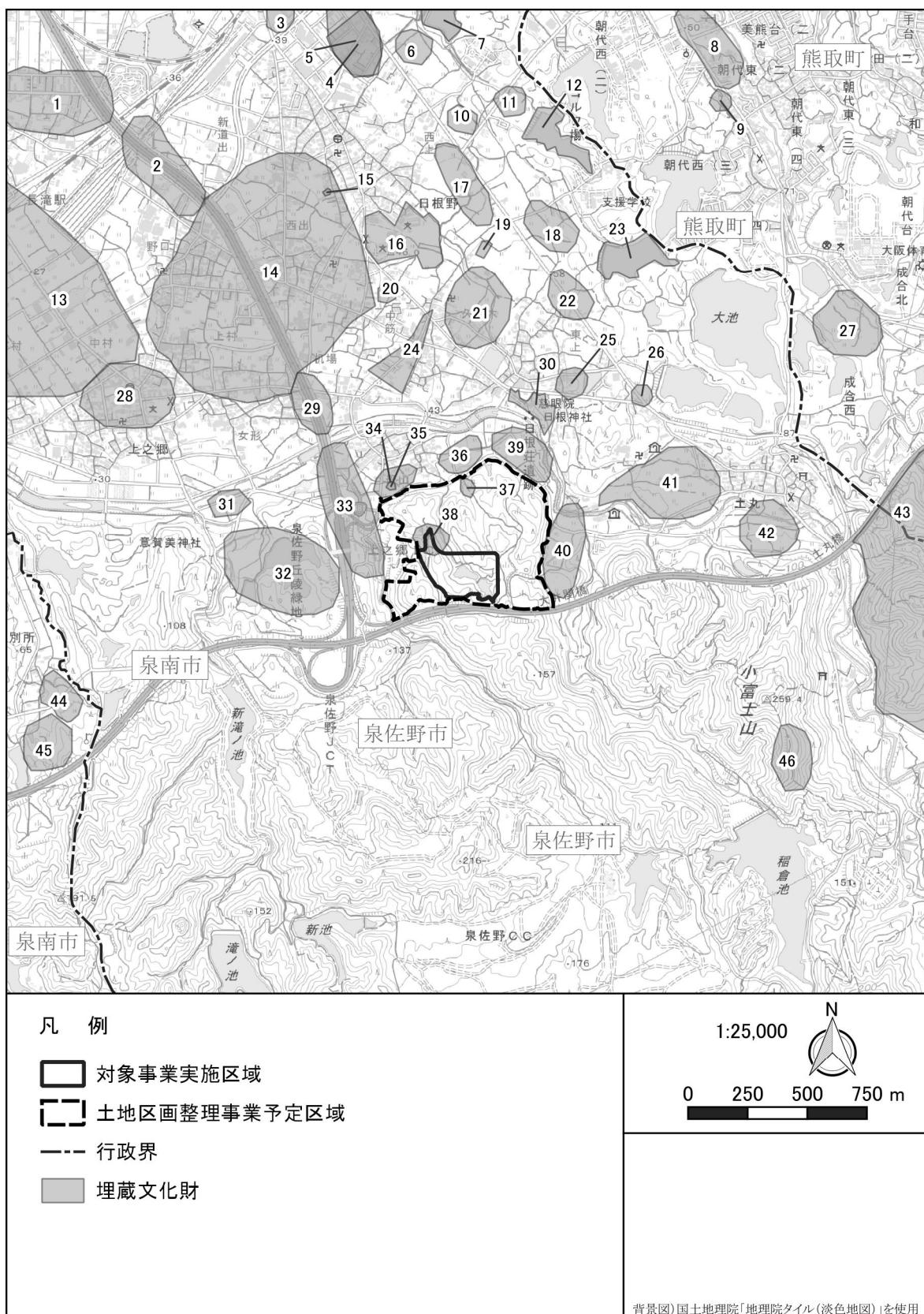


図 7. 10-1 土地区画整理事業予定区域周辺における埋蔵文化財

表 7. 10-3 土地区画整理事業予定区域における埋蔵文化財発掘調査結果概要

項目	内 容
遺跡名	棚原・梨谷・向井山遺跡
所在地	泉佐野市上之郷 4121-2 他
調査主体／担当課	泉佐野市教育委員会／文化財保護課
調査期間	令和 5 年 2 月 27 日から 3 月 2 日
調査概要	<p>(調査方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請地内（土地区画整理事業予定区域内）に 2 m × 5 m のトレンチを 9 基、2 m × 2 m のトレンチを 5 基設定して調査を行った。（調査面積 110m²） <p>(堆積状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請地内（土地区画整理事業予定区域内）の現況は山地であり、その中の平坦地にトレンチを設定した。No. 1 から No. 5、No. 11 から No. 14 のトレンチでは、盛土の下に 2 層から 3 層に分かれる黄褐色粘質土層が堆積しており、現地表 - 1 m 前後で黄橙色の砂礫か粘質土に至る。No. 6 から No. 10 のトレンチでは盛土の下がすぐ明黄褐色粘質土の地山であった。 <p>(調査成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> No. 6 のトレンチで近代に造成された方形状の土台が確認されており、盛土中から櫛を飾る細頸壺が出土している。また、No. 8 の盛土中から陶器擂鉢の破片が出土している。今回の調査で出土した遺物はこれらのみである。全てのトレンチで遺構は確認できなかった。
調査で確認された時代	その他
調査後の処置	工事着工

出典)「泉佐教文第 4316 号 埋蔵文化財発掘調査結果について(報告)」(泉佐野市教育委員会 令和 5 年 3 月 8 日) より作成

7. 10. 2 土地区画整理事業の造成工事に係る予測

(1) 土地区画整理事業の造成工事に伴う埋蔵文化財への影響

1) 予測内容

土地区画整理事業の造成工事に係る文化財の予測内容を表7. 10-4に示す。

表7. 10-4 土地区画整理事業の造成工事に伴う文化財の予測内容

予測事項	土地区画整理事業の造成工事に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度
予測対象時期	土地区画整理事業の造成工事実施前
予測対象地域	造成工事予定区域内
予測方法	現況調査結果及び事業計画を照らし合わせ、影響の程度を定性的に予測する

2) 予測方法

予測方法は現地調査の結果把握された文化財の分布と事業計画を照らし合わせ、土地区画整理事業の造成工事に係る埋蔵文化財への影響を定性的に予測した。

3) 予測結果

造成工事予定区域と周辺の埋蔵文化財包蔵地の位置関係は図7. 10-1に示したとおりである。造成工事の予定区域内には、棚原遺跡、梨谷遺跡及び向井山遺跡が含まれているが、土地区画整理事業予定地内を対象とした発掘調査では、遺構は確認されず、工事着工に問題ないと結論が得られている。

造成工事の実施にあたっては文化財保護法及び大阪府文化財保護条例に基づき適切に記録保存を行う方針であることから、埋蔵文化財の損壊や散逸は生じないと考えられる。

したがって、土地区画整理事業の造成工事に伴う文化財の影響はないものと予測される。

4) 環境保全対策

土地区画整理事業の造成工事に伴う文化財への影響はないと予測されるが、実行可能な範囲内でできる限り環境の影響を低減させる環境保全対策として以下の対策を実施する。

- ・土地区画整理事業の造成工事の実施中に遺物が発見された場合は、泉州南埋蔵文化財広域行政事務所へ報告し、適切な措置を図る。
- ・対象事業の工事においても、文化財保護法及び大阪府文化財保護条例に基づき必要な対応を行う。

7. 10. 3 評価

(1) 評価方法

予測結果について、以下に示す評価の指針に照らして評価した。

評価の指針	<ul style="list-style-type: none">①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。③文化財保護法及び大阪府文化財保護条例に定める規制基準等に適合するものであること。
-------	---

(2) 評価結果

1) 土地区画整理事業の造成工事に係る予測

造成工事予定区域の一部には、埋蔵文化財包蔵地である棚原遺跡、向井山遺跡及び梨谷遺跡が含まれているが、土地区画整理事業予定地内を対象とした発掘調査では、遺構は確認されず、工事着工に問題ないと結論が得られている。工事の実施にあたっては文化財保護法及び大阪府文化財保護条例に基づき適切に記録保存を行う方針であることから、文化財の損壊や散逸は生じないと予測される。

したがって、埋蔵文化財包蔵地の改変の影響はないものと評価する。

ただし、文化財への影響をさらに低減するための環境保全対策として、

- ・土地区画整理事業の造成工事の実施中に遺物が発見された場合は、泉州南埋蔵文化財広域行政事務所へ報告し、適切な措置を図る。
- ・対象事業の工事においても、文化財保護法及び大阪府文化財保護条例に基づき必要な対応を行う。

の対策を講じることから、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮していると評価する。

以上のことから、評価の指針を満足すると考える。